

AI 技術の利用に関する基本方針

2026 年 9 月 26 日

一般社団法人日本保育学会 研究倫理委員会

近年、AI 技術が進展し、学術研究の多くの側面においても、従来の AI に加え、生成 AI の利用が増加しています。一般社団法人日本保育学会研究倫理委員会では、論文執筆及び研究発表における AI の利用に関する基本方針を以下のように示します。

なお、この基本方針は、今後の AI 技術の進展や学会内での議論、社会情勢等に応じて、改訂されることがあります。本学会における論文執筆及び研究発表の際には、最新の基本方針を確認し、研究倫理を適切に踏まえて対応するようにしてください。

1. 著者資格

生成 AI は、執筆された論文及び発表された研究の内容について説明責任を果たすことができません。論文や発表に含まれるすべての内容について最終的な責任を負うのは著者であり、生成 AI は著者資格を有しません。

2. 開示と責任

論文執筆及び研究発表において AI ツールを利用した場合、具体的にどのツールをどのような目的で利用したかについて説明を求めることがあります。

生成 AI を利用して作成された内容についての責任は著者が負うものとします。

3. 得られた情報を確認する義務

生成 AI ツールによって得られた全ての情報（文章、図、画像等）は、著者自らが必ず精査し、著作権など他者の権利を侵害していないことや実在する情報であるかなどについて確認してください。

また、利用する AI ツールの利用規約を遵守してください。

4. 査読における利用の制限

投稿論文の査読者が査読の秘匿性を確保し、自身の学識によって査読する責務を有することを踏まえ、査読者が投稿論文を AI ツールにアップロードするなど査読者の責務にもとる行為を禁じます。

附則 本方針は、令和 8（2026）年 9 月 26 日から施行する。